

東日本大震災復興緊急保証認定について

取扱期間：平成30年3月31日までの貸付実行分

この認定は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき、**特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災により事業活動に著しい支障を受けた**中小企業者を区長が認定するものです。

認定を受けることにより、震災復興緊急保証制度を利用して、金融機関から融資を受けることができます。この認定を受けるためには、以下の要件を満たしていることが必要です。

認定要件 (以下のすべての要件を満たしていることが必要です。)

- **特定被災区域 (*1)**において震災前から継続して事業を行っていること。
- **最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期 (*2)**の売上高等に比して**10%以上減少**していること。

(*1) 特定被災区域…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」第2条に規定された市町村の区域

(*2) 震災の影響を受ける直前の同期…「最近3か月」の7年前か6年前の同じ3か月のこと。例えば平成29年8月に、最近3か月を「平成29年5～7月」として申請する場合は、「平成22年5～7月」または「平成23年5～7月」のいずれかとなります。

必要な書類 (申請のつど必要です。)

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書（区様式） 2部
※ 品川区ホームページまたは窓口で申請書を入手し、事前に1部にのみ「鉛筆」で記入してください。
- 会社実印
※ 持参できない場合は、申請書の所定欄に事前に押印をしてきてください。認定書が複数枚必要なときは、申請書は2部×その倍数分必要になります（認定書が2部必要なときは4部）。
- 直近の確定申告書・決算書（一式）の控え（2期分）
※ 税務署の受付印のあるもの（電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付してください。）
- 特定被災区域において震災前から継続して事業を行っていることが確認できる書類（登記事項証明書、事業所の賃貸借契約書など）
※ 上記の「直近の確定申告書・決算書」で確認できる場合は、必要ありません。
- 最近3か月および震災前の同期の売上高等が確認できる書類（売上帳簿、月次試算表など）
※ 最近3か月とは、原則として申請月の前月を含む3か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月を含む3か月とします。
- 許認可等が必要な業種の場合、その許認可証等の写し

認定手続

（本社または事業実体のある事業所（個人事業主は主たる事業所）所在地の区市町村で手続をします。）

- ① 上記の必要書類を持参のうえ、商業・ものづくり課の窓口で認定の申請をしてください。
申請受付日時は、**月～金曜日（祝日を除く。）の午前9時～午後5時**です。
※事前予約制になりますので予めご連絡下さい。
- ② 専門の商工相談員がお客さまと面談し、ご持参いただいた資料をもとに認定に必要な要件を満たしているかを確認します。
- ③ 確認ができましたら、認定書を発行します。認定書の有効期間は、発行日から30日以内です。この期間内に金融機関を通じて、信用保証協会に震災復興緊急保証制度の申込みをしてください。

平成29年4月1日更新

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課中小企業支援係

TEL 03-5498-6334